ニセコ町宿泊税条例(案)についての意見募集結果

令和5年(2023年)11月22日

ニセコ町宿泊税条例(案)について、このほどニセコ町まちづくり基本条例の規定に基づき、みなさんから意見の募集を行いました。

寄せられたご意見と、ご意見に対する町の考え方を以下のとおりみなさんにお知らせします。

- ■意見の受付期間: 令和5年(2023年)11月8日(水)から11月17日(金)まで
- **■意見件数:**3件
- ■意見の内容と町の考え方:

(1)意見その1

寄せられたご意見

- 1 道の定額制に連動させ、定率ではなく段階的定額制にすることには基本的には賛同します。
- 2 説明会で多くの事業者から意見が出されたように 2 万円未満が一律 200 円であることについては 1 万円未満は 100 円、5000 円未満は非課税などの配慮が必要だと思います。

北海道の動きも今一つ不明確なこともあり、事業者の方たちが不安なく対応できるように、再 検討をお願いします。

1のご意見について

町でも北海道の宿泊税導入を想定し、宿泊事業者の事務負担軽減と宿泊者が理解しやすい税制とするため、定率制から段階定額制へ変更しました。

2のご意見について

以前に行った町内事業者アンケートでは、税額 200 円程度であれば影響が少ないとのご意見が多かったことや、宿泊者の皆さんが宿泊した際に少なからずかかるニセコ町のまちづくり(自然環境や景観対策、し尿・ゴミ処理、救急対応など)の度合いなどを踏まえて、現在の税額を設定しました。また、一定金額未満は非課税という免税点は、課税の公平性の観点から宿泊料金にかかわらず、宿泊する皆さんからご負担いただくことが望ましいと考え設けないこととしました。なお、いただいたご意見はしっかり受け止め、12 月議会への条例案提出までに町で検討します。

(2)意見その2

寄せられ

定率制から段階定額制に変更することによって、1 泊 5,000 円も 1 泊 18,000 円も 「19,999 円まで」の一つの区分で税額 200 円とすることに疑問を感じる。第一次案(定率制) との比較では、1 泊 5,000 円に課税される税額は 2 倍に跳ね上がる。近隣で工事中の現場

兄 | ご意見に対する町の考え方

たご意見

こ意見に対する町の考え方

就労者が長期滞在する宿泊施設では利用者から「宿泊税のない自治体の宿泊施設に移らざるを得ない」との声が出ているといい、当の宿泊事業者にとっては営業業績に直結する大問題と思われる。「税額ゼロ」区分を設け、例えば「1 泊 5,000 円まで」なら無税とする規定がつくられればいいと思う。

税額の設定については意見その1と同様の回答となりますが、長期滞在される方への配慮については、いただいたご意見として12月議会への条例案提出まで更に検討をすすめます。

(3)意見その3

寄せられたご意見

11月16日の事業者説明会に参加させていただきましたが、定率から段階定額制への変更の説明のみが、5月に開催された説明会との違いで、その他の説明内容についてはほぼ同じで、宿泊税導入ありきのみの考えである。5月の説明会での質問事項に対しての回答や、その他事業者との個別意見交換での意見や質問事項についても聞いたが、そんなのは関係ないようだ。5年以上導入を検討し町長の公約だからといって、一番関係する事業者の意見も聞かずに強引に進めるニセコ町の進め方は良くないと考える。ニセコ町議会議員の皆さんにお願いです。もつと事業者や宿泊税に興味のある住民とニセコ町と協議の時間を作り、そこに議員の皆さんも参加していただき事業者の生の声を聞いていただき判断をお願いします。 議員の皆さんどうかよろしくお願いします。

こ意見に対する町の考え方

町では 2015 年から新たな税の導入を検討しており、宿泊事業者や町民の皆さんに対し、説明や意見交換の場を設けて進めてきました。5 月の説明会後も事業者のみなさんにご意見を伺う機会を設け、町議会への説明、観光審議会での意見交換など協議してきました。町内には様々な営業形態の施設がある中、それぞれの方からのご意見やご要望をふまえ、総合的に判断し制度案としてお示ししています。観光の課題は一刻も早く解決する必要があるものが多いので、早期の宿泊税導入が必要と考えます。

【お問い合わせ先】

<宿泊税の制度について>

税務課 TELO136-44-2121 zeimu@town.niseko.lg.jp

<宿泊税の使い道や観光に関するまちづくりについて>

商工観光課 TeLO136-44-2121 kankou@town.niseko.lg.jp